



2026年6月24日

各 位

会社名 株式会社ひろぎんホールディングス
代表者名 代表取締役社長 廣江 裕治
(コード番号 7337 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 経営企画グループ
企画室長 中室 篤
(TEL 082-245-5151)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

株式会社ひろぎんホールディングス（社長 廣江裕治、以下「当社」といいます。）は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 165,146株
(3) 処分価額	1株につき2,098.5円
(4) 処分総額	346,558,881円
(5) 処分子定先	当社の取締役（※1） 5名 23,040株 当社の執行役員 10名 25,162株 広島銀行の取締役（※1） 7名 18,176株 広島銀行の執行役員 19名 85,714株 当社子会社の取締役 14名 13,054株 ※1）監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 ※2）上記人数の合計は55名ですが、上記に列挙した地位を兼務する者を含んでいることから、実人数は41名となります。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

注1）「広島銀行」は、「株式会社広島銀行」の略称。以下同じ。

注2）「当社子会社」は、当社子会社のうち「広島銀行以外の子会社」を指す。以下同じ。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年6月24日開催の当社第6期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が在任期間中から当社普通株式の直接的な取得及び保有を通じて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度

(以下「本制度」といいます。)を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 100 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 100,000 株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社及び広島銀行の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、当社取締役会が予め定めた役務提供期間(以下「役務提供期間」といいます。)に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社及び広島銀行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員 27 名並びに当社子会社の取締役 14 名(以下、総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち、当社及び広島銀行の取締役及び執行役員を「割当対象者(Ⅰ)」、当社子会社の取締役を「割当対象者(Ⅱ)」)といえます。割当対象者(Ⅰ)(Ⅱ)の各人数については、上記 1.

(5)の実人数を記載。)に対し、支給された金銭報酬債権合計 346,558,881 円の全部を割当対象者が現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 165,146 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社、広島銀行又は当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 301,871,477 株に対し 0.05% (小数点以下第 3 位を四捨五入。)と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「割当契約」といいます。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は 2 種類あり、割当対象者(Ⅰ)に割り当てられる「譲渡制限付株式(Ⅰ)」と割当対象者(Ⅱ)に割り当てられる「譲渡制限付株式(Ⅱ)」で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(Ⅰ)(以下「本割当株式(Ⅰ)」)といえます。)又は譲渡制限付株式(Ⅱ)(以下「本割当株式(Ⅱ)」)といえます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下「譲渡制限」といいます。)

i. 譲渡制限付株式(Ⅰ)

2026 年 7 月 10 日から割当対象者(Ⅰ)が当社及び広島銀行の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの間(以下「本譲渡制限期間(Ⅰ)」)といえます。)

ii. 譲渡制限付株式(Ⅱ)

2026 年 7 月 10 日から割当対象者(Ⅱ)が 2026 年 7 月 10 日時点における所属会社(以下「所属会社」といいます。)の取締役の地位から退任する日までの間(以下「本譲渡制限期間(Ⅱ)」)といえます。)

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式(Ⅰ)

当社は、割当対象者(Ⅰ)が、役務提供期間中に当社及び広島銀行の取締役及び執

行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式（Ⅰ）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式（Ⅰ）のうち、本譲渡制限期間（Ⅰ）が満了した時点（以下「期間満了時点（Ⅰ）」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点（Ⅰ）の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

ii. 譲渡制限付株式（Ⅱ）

当社は、割当対象者（Ⅱ）が、役務提供期間中に所属会社の取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式（Ⅱ）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式（Ⅱ）のうち、本譲渡制限期間（Ⅱ）が満了した時点（以下「期間満了時点（Ⅱ）」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点（Ⅱ）の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式（Ⅰ）

当社は、割当対象者（Ⅰ）が、役務提供期間中、継続して当社又は広島銀行の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点（Ⅰ）をもって、当該時点において割当対象者（Ⅰ）が保有する本割当株式（Ⅰ）の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者（Ⅰ）が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間中に当社及び広島銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式（Ⅰ）の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

ii. 譲渡制限付株式（Ⅱ）

当社は、割当対象者（Ⅱ）が、役務提供期間中、継続して所属会社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点（Ⅱ）をもって、当該時点において割当対象者（Ⅱ）が保有する本割当株式（Ⅱ）の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者（Ⅱ）が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間中に所属会社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式（Ⅱ）の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式（Ⅰ）及び本割当株式（Ⅱ）について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式（Ⅰ）及び本割当株式（Ⅱ）を当該口座に保管・維持するものとしたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

i. 譲渡制限付株式（Ⅰ）

当社は、本譲渡制限期間（Ⅰ）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、

本譲渡制限期間（Ⅰ）の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式（Ⅰ）につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式（Ⅰ）の全部を当然に無償で取得するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式（Ⅱ）

当社は、本譲渡制限期間（Ⅱ）中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本譲渡制限期間（Ⅱ）の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式（Ⅱ）につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式（Ⅱ）の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月23日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,098.5円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上